

第4章

分野別計画の視点から

「“こうべ”の市民福祉総合計画2020」は、広範囲にとらえた市民福祉の総合的・体系的な推進を図る計画であるとともに、市民や事業者の主体的な参加により、ともに築く「地域福祉の推進」のための計画です。

市では、本計画と併せ、高齢者保健福祉計画、障がい者保健福祉計画、健康こうべ2017、新・神戸っ子すこやかプランなどの福祉分野ごとの計画や、住生活基本計画、男女共同参画計画、教育振興基本計画など、市民の福祉にかかる目標を定めた分野ごとの計画を策定し、各分野における課題解決に向けて取り組んでいます。

また、神戸市社会福祉協議会においても、中期計画を策定し、地域福祉の向上のために取り組んでいます。

本計画では、市民福祉の総合的視点から、これらの分野別計画等と相互に連携・補完しあい、課題解決に向けて隙間を作らないよう対応していくとともに、地域福祉の視点から、市民や事業者の主体的参加により、地域福祉の推進を図っていきたいと考えています。

例えば、福祉の複合的な課題をかかえた市民に対し、身近な場所にある相談窓口“つなぎ”、必要に応じて分野ごとの専門機関に“つなぎ”、分野を越えた課題に関しては、分野別の専門機関同士を“つなぎ”、その後の地域での見守りに“つなぐ”、といった形で、課題の解決に向けて連携して対応していきたいと考えています。

ここでは、各分野別計画が、計画期間において、重点的に取り組む施策の方向性を示すとともに、地域福祉の視点から、地域住民との協働と連携により推進する施策の方向性を示します。



分野別計画の概要 一覧

計 画 名 称	計 画 期 間
<p>1. 第6期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画 「老人福祉法」に基づき、高齢者への福祉サービス全般にわたる供給体制の確保に関する計画（高齢者保健福祉計画）と、「介護保険法」に基づき、介護保険給付の対象となるサービス種類ごとの量の見込み、当該見込量の確保のための方策等を定める計画（介護保険事業計画）を、一体的に策定したもの</p>	平成27年度 ～29年度
<p>2. 神戸市障がい者保健福祉計画 2020 「障害者基本法」に基づき、市の福祉・保健・医療など障がいのある人の基本的な施策に関する市町村障がい者計画</p>	平成28年度 ～32年度
<p>3. 新・神戸っ子すこやかプラン 「次世代育成支援対策推進法」が10年間延長されたことにより、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に進めていくために策定されたもの</p>	平成28年度 ～31年度
<p>4. 第3次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画 「新・神戸市基本構想」が描く都市像の一つである「ともに築く人間尊重のまち」を具体化するための部門別計画として、市の人権教育・啓発のあり方を定める計画</p>	平成28年度 ～32年度
<p>5. 健康こうべ 2017 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示した「健康日本21（第二次）」の地方計画であるとともに、「健康増進法」に基づく「市町村健康増進計画」</p>	平成25年度 ～29年度
<p>6. 神戸市住生活基本計画 「住生活基本法」の趣旨を踏まえ、市民の安全で豊かな住まいの実現を目指し、住まい・住まい方に関する施策の方向性等を示した計画</p>	平成23年度 ～32年度
<p>7. 神戸市男女共同参画計画（第4次） 「神戸市男女共同参画の推進に関する条例」に基づいて男女共同参画社会の実現を目指す計画であり、「男女共同参画社会基本法」に規定する「市町村男女共同参画計画」に該当するもの</p>	平成28年度 ～32年度
<p>8. 第2期神戸市教育振興基本計画 「教育基本法」に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的計画</p>	平成26年度 ～30年度
<p>9. “こうべ”の社会福祉協議会中期活動計画 2020 「“こうべ”の市民福祉総合計画 2020」と連携・調和を図り、地域福祉を推進することで神戸市民が住み慣れた地域でいきいきとすこやかに暮らしていくことを目的とした神戸市社会福祉協議会活動計画及び各区社会福祉協議会の活動指針</p>	平成28年度 ～32年度

各計画において重点的に取り組む事項	地域住民等との協働により取り組む事項
<ul style="list-style-type: none"> ○生涯現役社会づくりの推進 ○健康づくりと介護予防の新たな展開 ○認知症施策の総合的推進 ○生活支援・福祉サービスの充実 ○リハビリテーションの推進 ○介護予防・生活支援を推進する地域づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域支え合い活動の推進 ○多様な主体による介護予防・日常生活支援総合事業の創設
<ul style="list-style-type: none"> ○在宅サービス、保健・医療の充実 ○相談、情報アクセス・コミュニケーションの保障 ○権利擁護・差別解消 ○住まいの確保、地域移行・地域定着のための支援 ○就労の推進 ○子どもに対する支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な居住環境づくり ○地域福祉力の向上 ○社会参加の推進
<ul style="list-style-type: none"> ○結婚・妊娠・出産・子育て期における切れ目のない支援 ○地域における子育て支援の充実及び青少年の健全育成の推進 ○仕事と子育ての両立支援と多様な地域子育て支援事業の推進 ○特に支援が必要な子ども・家庭への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子育て支援拠点事業 ○神戸っ子応援団 ○ファミリー・サポート・センター ○地域との連携による児童虐待防止対策 ○地域全体の青少年の健やかな成長を見守る環境づくり
<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育・啓発 ○人権救済のための相談制度 ○地域での人権が尊重されるまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での人権が尊重されるまちづくり ○地域を構成する全ての人たちが、解決に参画し、協働して取り組み、市民自らが相互に支え合うような社会共同の責任を自覚したまちづくり
<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病の発症予防と重症化予防 ○生活環境や特性に応じた心身機能の維持 ○健康を支え、守るための社会環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりに関心のない市民も含めた健康の保持増進 ○地域に根ざした市民の主体的な健康づくり活動の実現
<ul style="list-style-type: none"> ○安全な住まい・住環境を実現する ○居住の安定を確保する ○環境にやさしい住まい・住まい方を実現する ○ニーズにあった住まいを選べる仕組みを創り出す等 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域見守り活動の充実、住生活関連サービス事業者との連携強化 ○高齢者の見守り体制の強化 ○市営住宅の空き室を利用した支援 ○高齢期・子育て期を安心して過ごすための居住地選択の支援等
<ul style="list-style-type: none"> ○男女の多様な働き方や生き方を認め合えるワーク・ライフ・バランス社会の実現 ○DVのさらなる予防啓発と被害者に寄り添った着実な支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域におけるDV対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりの自立に向けた力を伸ばす ○教職員・学校の魅力と実力を磨き高める ○特色ある神戸の教育を更に発展させる ○市民が自ら学び子供の育ちをともに支える 	<ul style="list-style-type: none"> ○生きがいや活躍の場づくりとして、学校施設開放の実施や神戸総合型地域スポーツクラブの充実
<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉のプラットフォームの充実と地域福祉基盤の醸成 ○福祉活動参加の意識づくり・人づくり ○専門性を活かした福祉サービス事業の展開 ○先進的な事業の実践・政策提案・人材育成・効率的組織運営 	

1. 第6期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画

(1) 概要・基本理念等

高齢者保健福祉計画は、「老人福祉法」に基づき、高齢者への福祉サービス全般にわたる供給体制の確保に関する計画として作成されるものです。また、介護保険事業計画は、「介護保険法」に基づき、介護保険給付の対象となるサービス種類ごとの量の見込み、当該見込量の確保のための方策等を定めるもので、この2つの計画は一体のものとして策定されています。

本計画は、1. 高齢者が尊厳をもって質の高い生活を送れるように、2. 自己決定の尊重、3. 安心してサービスを利用できるように、4. 介護保険制度の適切な運営のために、の4点を基本理念として掲げています。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

○ 健康寿命の延伸

- ・ 高齢化の進展に伴い、要介護等認定を受ける高齢者、さらには、介護サービスを利用する高齢者が増加し続けています。団塊世代が75歳を迎える2025年には、さらに大幅な増加が見込まれ、介護サービス費用の増加や介護人材の不足などといった問題がより深刻化することが予想されています。

超高齢社会において、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会を構築するためには、一人ひとりが健康上の問題がなく、自立した日常生活を送ることができる「健康寿命」を、できる限り延ばす取組みが重要であると考えられます。

そこで本計画では、「市民と行政が一体となって健康寿命の延伸に取り組み、2025年までに平均寿命と健康寿命の差を2年縮小すること」を最重点目標として掲げ、目標の達成に向けた取組みを進めていきます。

・ 生涯現役社会づくりの推進

高齢者が、健康で生きがいを持った生活を送り続けることができるよう、介護予防サロンなど「生涯現役社会づくり」の推進、あんしんすこやかセンターによる地域支え合い体制の推進、介護予防・日常生活支援総合事業の創設、支え合いや介護の意義、健康づくり・介護予防の市民啓発などの取組みを支援します。

・ 健康づくりと介護予防の新たな展開

高齢者がいつまでも「いきいきと自分らしく」活動的で自立した生活を継続できるよう、地域に出向き必要な情報提供と相談ができる体制の推進など健康づくり対策の強化、医療機関等との連携による疾病の重症化予防など疾病対策の強化、大学・研究機関と共同した効果的な介護予防事業の推進など、高齢者のニーズに適切

に対応した効果的な健康づくり・介護予防サービスの提供体制を構築していきます。

- 認知症施策の総合的推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れたよい環境で暮らし続けることができるよう、認知症初期集中支援チームの拡大、市民からの電話相談窓口の設置など相談体制・家族支援の充実、さらには、地域の認知症ネットワークの構築など、地域包括ケアシステムの構築に向けた認知症施策のさらなる充実を図っていきます。

- 生活支援・福祉サービスの充実

神戸らしい地域包括ケアシステムを構築するため、地域見守り活動から地域支え合い活動への発展など高齢者支援体制を再構築するとともに、新たな担い手によるインフォーマルサービスの整備など、高齢者の多様なニーズに応じた適切な生活支援サービスの充実を図ります。

- リハビリテーションの充実

高齢者や介護者、医療・介護関係者に対し、リハビリテーションの周知啓発をするとともに、福祉用具の適正利用の促進、高齢障がい者への対応などを図ります。

- 介護予防・生活支援を推進する地域づくり

高齢者のニーズや地域の実情を的確にとらえるため、地域ケア会議の推進などあんしんすこやかセンターの機能を強化するとともに、大学・研究機関と協働し、日常生活圏域ごとのデータ活用による介護予防・生活支援を推進する地域づくりを進めていきます。

- 地域包括ケアシステムの構築

- 団塊世代が75歳以上となる2025年を見据え、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まいを基本として保健・医療・福祉・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めていきます。

- 医療と介護の連携の推進

適切な医療・介護サービスを受けながら安心して暮らし続けられるよう、医療・介護の連携を強化するとともに、入院が必要になっても、円滑に在宅復帰ができるような医療・介護の体制を検討します。

- 高齢者が安心できる多様な住まいの確保

住み慣れた地域で最後まで暮らし続けられるよう、施設・居住系サービスについて身近な地域での整備を進めるとともに、高齢者の居住に係る施策と連携し、多様な高齢者の住まいの確保に向けた取組みを進めていきます。

- 介護サービス及び生活支援サービスの充実

支援や介護が必要になった場合に、適切なサービスがすみやかに利用できるよう、

多様なニーズに対応しつつ、利用者の自立支援に資するサービスを充実させていきます。

・ 介護・福祉人材の確保・育成

今後の介護保険サービス利用者の大幅な増加を見据え、介護・福祉人材を着実に確保・育成できるよう、国や事業者との役割分担のもと、本市独自の介護労働者の確保対策、さらには、民間事業者と連携した定着対策を検討・実施します。

② 地域福祉の視点から

○ 超高齢化社会にあっては、市民が地域福祉を担う主体として、ともに助け合いながら、市、事業者と協働して地域社会を支えていく必要が高まっています。そして、高齢者自らも地域社会の一員として、役割をもって地域活動に取り組むことが期待されています。そのため、高齢者が地域社会の中で積極的な役割を担い、様々な世代と交流してつながりをもち続けられ、さらには介護が必要になっても、生活をともに楽しめる地域づくりに取り組みます。

○ 神戸らしい地域包括ケアシステムを構築するにあたっては、震災後から取り組んできた「地域見守り活動」を「地域支え合い活動」へ発展させ、高齢者をはじめ支援を要する人を住民同士で見守り支え合える地域づくりを行っていきます。

○ 介護保険制度改正により、予防給付の訪問介護及び通所介護が、市町村が地域の実情に応じて取り組む「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行されることとなりました。これにより、既存の介護サービス事業者に加え、ボランティアやNPO、民間事業者など、多様な主体による生活支援サービスが提供されることとなります。また、こうした活動に、高齢者自身が参加することで、生きがいや介護予防につながることも期待されます。

市としては、制度の円滑な移行を図るとともに、多様化する高齢者ニーズに対応しつつ高齢者自身の社会参加を促進できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。



神戸市高齢者地域見守りキャラクター
「みんなでみまもり隊!!」

2. 神戸市障がい者保健福祉計画 2020

(1) 概要・基本理念等

「障害者基本法」に基づく市町村障がい者計画です。

障がいのある人が、自らの意思決定に基づき、一人ひとりに応じた支援を受け、個人として尊重され、地域のなかで安心してともに暮らし、活躍できる“こうべ”をみんなで作っていきます。

障がいのある人の高齢化や重度化が進むなか、地域のなかで安心して住み続けていくためには、親が亡くなった後や家族による支援が難しくなった場合も含めた支援が必要です。

そのため、身近な地域に住まいが確保され、地域において一人ひとりの状況に応じた福祉や医療サービスを受けることができ、高齢化や重度化、親なき後を見据えた暮らしを支える支援に取り組み、安心して地域で暮らし続けていけるようにしていきます。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

○ 暮らしに関する施策

・ 在宅サービス、保健・医療

障がいのある人が、地域で安心して暮らしていけるよう、個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて、居宅介護などの訪問系サービスの提供や短期入所、日中活動の場の確保など在宅サービスの充実を図っていきます。また、障がいのある人の高齢化の進展が一層見込まれることから、高齢になっても、必要とされるサービスを安定して利用できる仕組みを検討し、ケアマネジャーとの連携のための方策などに取り組んでいきます。

保健・医療提供体制の確保に努め、重症心身障がい者などが利用できる医療関係資源や障害福祉サービス事業の情報を収集し、必要時に情報提供できる仕組みを検討するなど医療と福祉の連携を推進します。

・ 相談、情報アクセス・コミュニケーションの保障

障がいのある人が、身近な地域で必要な情報や相談支援を受けることができる体制を充実し、一人ひとりのニーズを把握し、ニーズに応じた個別支援を行います。障がいのある人からの相談における様々な課題は、ひとつの機関だけで解決できないことも多いため、相談窓口相互の連携やサービス提供事業者などとの連携を図っていきます。

必要な情報へのアクセスを円滑にでき、障がいのある人にあった言語やコミュニケーション手段の確保に努め、意思表示やコミュニケーションを行うことができるようにしていきます。

- 権利擁護・差別解消

障がいのある人の権利や尊厳をおびやかす虐待を防止するとともに、障がいを理由とする差別の解消の取組みを進め、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

- 住まいの確保、地域移行・地域定着のための支援

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らせるよう、グループホームの整備や、民間賃貸住宅への入居支援など、多様な住まいの確保を推進します。障がいのある人が地域で住み続け、親なき後も自宅で暮らし続けられるよう、相談体制の整備や緊急時の対応、障害福祉サービスをはじめ様々な社会資源を活用するためのコーディネーター配置など、地域でともに支える仕組みづくりを検討していきます。

また、地域移行を希望する施設入所・入院中の障がいのある人への地域移行支援とともに、家族と住む住居やグループホームから地域へ移行した場合でも、安心して地域で生活できるよう支援します。

障がいのある人の高齢化への対応として、介護保険施設で暮らせる仕組みづくりや施設のバリアフリー化への支援を行います。

- 安全な居住環境

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが安全で安心して暮らすことができるよう、住宅のバリアフリーへの助成や相談、市営住宅におけるバリアフリー化を進めます。

障がいのある人が、地域社会において安全・安心に生活することができるよう、日頃からの防災活動や緊急時の情報提供などを実施します。「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づき、地域における災害時要援護者支援の取組みの推進と福祉避難所などにおける支援の充実に努めていきます。

- 就労に関する施策

障がいのある人が地域で自立した生活を送るために、働く意欲のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう総合的な就労支援が必要です。「障害者雇用促進法」で企業などに義務づけされている法定雇用率が引き上げられ、精神障がいのある人の雇用の義務化が予定されるなど、就労機会の拡大が期待されており、障がいのある人の一般就労支援を一層推進していきます。

また、障がいのある人の生きがいと経済的自立のため、企業からの受注拡大や、「障害者優先調達推進法」に基づく市の調達方針による調達の拡大、魅力ある商品づくりなど総合的な取組みを通じて、さらなる工賃アップを図っていきます。

- 子どもに関する施策

障がいや発達が気になる子どもを早期に発見するとともに、保護者の不安を受け止め、助言や指導を行っていきます。障がい児が身近なところで相談や発達支援・教育が受けられるようにします。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための動向を踏まえ、多様な学びの場を提供してともに学ぶ環境を整え、域内の教育資源を効果的に活用することにより、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を充実します。

障がいのある子どもに対する支援にあたっては、総合的に段階に応じた切れ目のない支援の推進と関係者間のスムーズな連携を行っていきます。

○ 社会参加に関する施策の推進

障がいのある人が、社会参加を進め、それぞれのニーズや障がいの状況に応じて、自ら選択できるよう、様々な日中活動の場を提供していきます。障がいのある人も安心して外出できるよう、「ユニバーサルデザイン」の視点から、都市環境の整備を進めていきます。また、障がいのある人の外出ニーズに対応した外出のための支援を行っていきます。

障がい者施策は、市民の幅広い理解を得ながら進めていくことが必要です。障がいのある人への理解不足から、地域での生活が困難となっている場合があります。障がいのある人が、社会の一員として等しくその人権や意思が尊重される社会の実現を目指して、啓発に取り組みます。

② 地域福祉の視点から

○ 地域福祉力の向上、人材育成

障がいのある人が地域で暮らしていくためには、支えてくれる人材や仕組みが必要です。各区に区自立支援協議会が設置され、また、地域においては、ふれあいのまちづくり協議会や自治会、NPO、民生委員・児童委員などが、見守り活動や防災、障がい者支援の取組みなどの活動を行っています。障がいのある人が地域で暮らしていけるよう、地域住民を巻き込みながら、障がいのある人を地域で支えていく仕組みを構築していきます。

福祉サービスを担う人材を確保し、研修の実施などにより資質の向上を図り、人材育成を進めていきます。

3. 新・神戸っ子すこやかプラン

(1) 概要・基本理念等

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次世代育成支援対策に関する市の事務及び事業について5年を1期として行動計画を策定することが義務づけられることとなり、平成17年2月に前期計画を、平成22年3月に後期計画を策定し、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進してきました。10年間の時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」がさらに10年間延長されたことを受け、「神戸市子ども・子育て支援事業計画」、「青少年育成中期計画」等と一体的に、「新・神戸っ子すこやかプラン」を策定し、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に進めていきます。

子どもの利益が最大限尊重され、子どもが健やかに育まれるとともに、全ての人が安心してゆとりを持って子どもを産み育てることができるよう、子育てを社会全体で支えるまち、を基本理念として掲げています。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

○ 結婚・妊娠・出産・子育て期における切れ目のない支援

- 結婚・妊娠・出産・子育てを大切にするという意識が街全体で深く共有され、行動に表れることで、若い世代が結婚・妊娠・出産・子育てに対し、より前向きに考えられるようになるあたたかい街の実現を目指します。また、個々人が希望する時期に結婚でき、希望する子供の数をもてる環境を整備することにより、少子化の進展に歯止めをかけることを目指します。

- 母子保健の目的である「安心して子どもを産み育てる」ために、母性を最大限発揮できるような健康管理を行うとともに、母性の保護・尊重を図るため、妊娠・出産・子育てを通して初めの接点となる区保健福祉部での相談指導を重視するとともに、こども家庭支援室などの相談機能を充実し、きめ細やかな子育て支援を促進します。



○ 地域における子育て支援の充実

- 家庭や地域における子育て機能が低下している中、保護者の育児不安や孤立化への対応が急務となっているため、地域社会全体による子育て支援を推進していくことで、地域において一層安心して子育てができる環境づくりが必要となっています。また、児童・青少年の安全安心な居場所づくりに努めていく必要があります。
- 青少年を取り巻く社会環境が変化する中、ニートやフリーターなどと呼ばれる若者が多数存在しており、若者の社会的自立に向けた取組みが必要とされています。未来を担う青少年が自立した社会人に成長するためには、主体的に考え行動できる力や、他者とのふれあいなどを通して得られる豊かな心、そしてコミュニケーション

実施事業の更なる充実を図っていきます。また、上記に加え、④地域における子育てサークル、⑤大学の知見、人材を活用した子育てひろば、等の取組みについても情報を把握・発信していきます。さらに、各区では地域におけるグループ活動を支援するため、地域福祉センターや児童館を利用して、育児相談やグループワーク等を行っており、身近な地域での子育て支援の場の充実に努めます。

○ 神戸っ子応援団

- 家庭・地域・学校・行政が一体となって、中学校区を単位として、小学校1年生から中学校3年生までの9年間を通して、地域ぐるみで子どもたちの健やかな育ちを応援する取組みです。安定した活動が可能となるよう、継続的に財政支援等を行うとともに、全区役所に配置した子ども育成推進員が、地域と学校を側面的に支援するなど、取組みの充実を図ります。



○ ファミリー・サポート・センター

- 地域における相互援助活動として、子育ての応援をしてほしい人と子育ての応援をしたい人をマッチングすることで地域人材の活用を図りながら、仕事と子育ての両立を支援します。今後は協力会員等養成講習の充実や積極的な広報活動等を通じて、協力会員・両方会員のさらなる増加やマッチング件数の拡大に努め、増大するニーズに対応できる制度としていきます。

○ 地域との連携による児童虐待防止対策

- 地域の関係機関等で構成する全市的な組織である児童虐待・非行等対策地域協議会及び各区の要保護児童対策地域協議会を運営し、通告体制の整備、情報の共有・適切な連携を図ります。



○ 地域全体の青少年の健やかな成長を見守る環境づくり

- 地域における子どもたちの安全を確保するために、青少年育成協議会などの地域団体が、学校や警察などの関係機関と連携・協力し実施している見守り活動やあいさつ運動への支援を引き続き実施していきます。

また、青少年育成協議会支部、学校、警察などとの連携による「こども110番青少年を守る店・守る家」や民間事業者の協力による「こども110番青少年を守る車」を継続展開し、子どもたちの安全の確保に努めます。



4. 第3次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画

(1) 概要・基本理念等

「新・神戸市基本構想」が描く都市像の一つである「ともに築く人間尊重のまち」の実現を目指していくために、「ユニバーサルデザイン」（ハード・ソフト両面から、誰もが暮らしやすい社会をつくる）、「ソーシャル・インクルージョン」（誰も孤立したり排除されたりすることなく、社会に参加することを推進する）、「ダイバーシティの尊重」（一人ひとりの様々な違いを認め、多様性を尊重する）、「協働と参画」（全ての人々が主体的に意思決定に参加し、問題解決に取り組む）、などを基本的視点として、施策を推進していきます。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

「ともに築く人間尊重のまち」を目指すための取組みとして、以下の3つの方策を活用し、推進していきます。

○ 「人権教育・啓発」

人権教育・啓発を推進するにあたっては、「人権を身近なものとしてとらえ、主体的な行動へと結びつく教育・啓発」、「発達段階を踏まえた効果的な教育・啓発」、「協働の理念に基づく教育・啓発」、「市民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保」に留意し、実施していきます。

そして、人権一般の普遍的な視点と具体的な人権課題に即した個別的な視点の双方から、理解を深めるよう取り組みます。

従来の子供、女性、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、感染症患者及び元患者、犯罪被害者等、インターネット等による人権侵害、性的マイノリティ等に加え、命の大切さ等の人権問題を取り上げ、教育・啓発に取り組んでいきます。

○ 「人権救済のための相談制度」

専門的な救済手続きや他の適切な窓口に結びつける機能だけでなく、相談自体が人権を保障するための有効な方法となるような相談制度を目指します。

○ 「地域での人権が尊重されるまちづくりへの取組み」

地域での人権問題を解決するために、住民が参画し、協働して取り組み、住民が相互に支えあうまちづくりを進めていきます。さらに、地域を支える市民や事業者、NPOを支援し、ユニバーサルな社会の実現を目指していきます。

② 地域福祉の視点から

- 地域での人間関係の希薄化や相互扶助機能が低下し、“無縁社会”といわれる状況が生まれることにより、身近なところで起こっている人権問題の発見が妨げられ、解決をより困難にする要因ともなっています。
- このような問題に対応するため、地域を構成する全ての人たちが、身近な人権問題を自分のこととして考え、解決に参画し、協働して取り組み、市民が相互に支えあうような社会共同の責任を自覚したまちづくりを進めることが必要です。
- 地域での人権が尊重されたまちづくりを進めるために、震災の教訓を継承していくとともに、様々な課題を抱える支援を要する人たちを地域で支えるための市民や事業者、NPOなどの活動を支援します。
- 既存の制度では解決に結びつかない課題について、多様な関係者、関係機関とのネットワークを重層的に構築し、地域で支えあう仕組みづくりを行います。
- 誰もが孤立したり排除されたりすることなく社会に参画できる社会（ソーシャル・インクルージョン）や、様々な違いを超えて、全ての人が持てる力を発揮し支えあうユニバーサルな社会の実現を目指していきます。



5. 健康こうべ 2017

(1) 概要・基本理念等

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示した二十一世紀における第二次国民健康づくり運動「健康日本 21（第二次）」（平成 25～34 年度）の地方計画であるとともに、「健康増進法」第 8 条第 2 項に基づく「市町村健康増進計画」です。

市民が健康でいきいきと、こころ豊かに暮らし続けられるまちを実現するため、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指します。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

- 生活習慣病の発症予防と重症化予防
 - ・ 生活習慣病の発症予防、重症化予防
 - ・ 歯及び口腔の健康づくり対策
 - ・ こころの健康づくり対策
- 生活環境や特性に応じた心身機能の維持
 - ・ 状況別の健康づくり対策
- 健康を支え、守るための社会環境の整備
 - ・ 市民の取組みを支えるための環境整備



② 地域福祉の視点から

- 地域や世代間の助け合いなど、地域社会の絆、さらに職域での従業員の健康づくりの取組みを進め、時間や精神的にゆとりのある生活を確保できない人、健康づくりに関心のない人なども含めて、市民の健康の保持増進を進めます。その一環として、家族や仲間、グループなどで健康づくりに積極的に取り組み、活動の輪を広げたい市民を「健康こうべ 21 市民推進員」として登録し、登録者の健康づくりを行政が後押しすることで、地域に根ざした市民の主体的な健康づくり活動の実現を目指します。

6. 神戸市住生活基本計画

(1) 概要・基本理念等

住まいは、家族と暮らし、人を育て、憩い、安らぐことのできるかけがえのない空間であり、「市民の安心で豊かな生活にとって不可欠な基盤」です。このような認識のもと、「魅力ある神戸の住まいを創り、次世代へ引き継いでいく」ことを目標に掲げ、将来にわたって選ばれ、愛され続ける住まいと住環境の実現を目指します。

「誰もが安全、安心に住まうことができる」、「自分にあった住まい・住まい方を選択できる」、「活力のある地域を住まいから創り出す」ことを神戸の住まいのあるべき姿と考え、その実現にむけて総合的に施策を展開します。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

安心で豊かな住生活を目指し施策を進めていくにあたり、市民には、住まい手として、「大切に住まう」「近隣に配慮して住まう」役割や、家族や向こう三軒両隣り、マンション管理組合、そして近隣等と「共に住まう」役割があります。地域団体には、住まい手の集まりとして、良好なコミュニティづくりや地域での助け合いの精神による個々の住生活への支援を行う役割や地域の安心で豊かな住環境づくりに取り組む役割があります。

市は、住宅セーフティネットの確保や地域の実情をふまえた施策を展開するとともに、市民や地域団体などの『住まう主体（住まい手）』、住生活関連サービス事業者などの『住まい手を支援する主体』及び民間事業者などの『住まいの供給に関わる主体』といった各主体の活動や機能を適切に調整し、住生活への総合支援を行っていきます。

そして、住生活に関わる多様な主体の協働と参画により、施策を進めていきます。

- 住まいの適法性・耐震性・防犯性の確保、防災・安全に配慮した住環境の形成により、安全な住まい・住環境を実現します。
- 住宅確保要配慮者への居住支援、高齢者・子育て世帯などへのライフステージに対応した居住支援により、居住の安定を確保します。
- 住宅ストックの長寿命化や省エネルギー・省資源などに配慮した住まいづくりの推進や住まい手の意識を高める情報提供などにより、環境にやさしい住まい・住まい方を実現します。

- 住み替えがスムーズにできる環境づくりや空家ストックの有効な活用、ニュータウンの再生、魅力の向上と発信により、ニーズにあった住まいを選べる仕組みを創り出します。
- 身近な地域での魅力ある住環境づくりの支援、分譲マンションの管理・運営に関する適切な支援により、人と人とのつながりを育む住まい・住まい方を支援します。
- 相談体制の拡充や住まいに関するプラットフォーム機能の強化、わかりやすい住情報の発信などにより、すまいるネット（神戸市すまいとまちの安心支援センター）を核とした住まい手の総合支援を充実させます。

② 地域福祉の視点から

- 地域での居住の安定確保への支援
 - ・ 日常生活圏域での地域密着型サービスや在宅サービスの充実のほか、本人が希望するライフスタイルを維持するためのサポート体制や、住み慣れた地域でなじみの人とのつながりを大切にしながら安心して生活を続けられる仕組みを構築していくために、民生委員やあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）等による地域見守り活動の充実を図るとともに、よりきめ細かな支援のため、地域団体やNPO法人等の住生活関連サービス事業者と連携を強化していきます。また、高齢者に安心してすまいるネット（神戸市すまいとまちの安心支援センター）を利用してもらえよう、高齢者を支援するNPO法人等とも連携を図っていきます。
 - ・ 災害復興公営住宅等では、入居者の高齢化率が非常に高いことから、福祉部局との連携により、緊急通報システムや生活援助員による安否確認等のサービスが受けられるシルバーハイツの整備や、全国に先駆けた高齢者の見守り活動拠点（あんしんすこやかルーム）の設置などを行っており、見守り活動など地域と連携した取り組みを行います。市営住宅については、高齢者等の見守りサービスを指定管理者の正式業務に位置付けて、よりいっそうのサービス向上を図っており、今後も福祉や地域と連携を強めながら、きめ細かな対応を行っていきます。
 - ・ 障がい者グループホームの運営法人と活用可能な市営住宅とのマッチングの仕組みを構築・運用しており、今後も市営住宅の空き室を利用したグループホームの設置を進めていきます。
 - ・ 子育て環境という視点では、親世帯との近居・同居も一つの選択肢として考えられることから、引越しにかかる費用を支援する「親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業」を実施しており、女性の就労も進むなか、子世帯の育児支援と親世帯（高齢世帯）の安心確保の両方を実現する住まい方の一つとして、今度も引き続き支援していきます。

7. 神戸市男女共同参画計画（第4次）

(1) 概要・基本理念等

「神戸市男女共同参画の推進に関する条例」に基づいて男女共同参画社会の実現を目指す計画であり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」に該当するものです。

市民の誰もが性別によって活動を制限されることなく個人として尊重され、自律的に自分らしい生き方を選択することができる「夢と活力あふれる神戸」を市、市民、事業者の協働により実現します。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

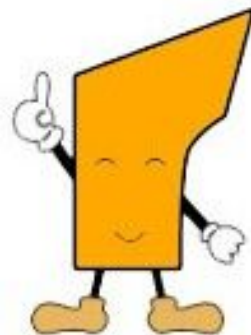
- 男女の多様な働き方や生き方を認め合えるワーク・ライフ・バランス社会の実現
 - ・ 表彰制度等による企業への啓発、仕事と子育てや介護の両立支援の充実や男女双方のワーク・ライフ・バランス推進を実施していきます。
- DVのさらなる予防啓発と被害者に寄り添った着実な支援の実施
 - ・ 「神戸市配偶者等暴力（DV）対策基本計画（第3次）」の推進。
 - ・ 「DVの予防・啓発」、「DV被害者の保護と安全の確保」、「DV被害者の自立支援」といった視点から、関係機関とも連携し、着実に施策を実施していきます。

② 地域福祉の視点から

- 地域におけるDV対策の推進
 - ・ 地域において、DV被害者を発見しやすい立場にある民生委員児童委員等福祉関係者と連携し、DVの予防・啓発に努めていきます。



「こうべ男女いきいき事業所」表彰事業のシンボルマーク



神戸市男女共同参画センターイメージキャラクター「あっぷちゃん」

8. 第2期神戸市教育振興基本計画

(1) 概要・基本理念等

「教育基本法」第17条第2項の規定に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的計画です。

「人は人によって人になる」を神戸の教育理念とし、家庭・地域・学校が手を携えながら、新しい時代を切り開くことのできる「心豊かで たくましく 生きる人間」の育成を目指します。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

○ 一人一人の自立に向けた力を伸ばす

・ 確かな学力の育成

子供たち一人一人に応じたききめ細やかな指導をより充実させることで、基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を育成します。

・ 豊かな心の育成

子供たちの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、他者への思いやりの気持ちなどをはぐくみ、良き「社会の形成者」としての資質を育成するため、道徳教育、人権教育、児童生徒による自主的活動の推進を図ります。

・ 健やかな体の育成

子供たちが健康で充実した生活を過ごせるよう、保健体育、食育、生活習慣の向上などに、家庭・地域・学校などが連携して取り組みます。

・ 特別支援教育の充実

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための動向を踏まえ、多様な学びの場を提供してともに学ぶ環境を整え、域内の教育資源を効果的に活用することにより、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります。

・ 幼児教育の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期における教育の重要性を踏まえ「子ども・子育て支援新制度」のもと、質の高い幼児教育の提供とともに、規範意識の醸成、幼保小の連携、家庭教育への支援等を推進します。

・ 特色ある高校教育・工業高等専門学校教育の推進

市立高校においては、各校の特色に応じた魅力づくりを進めるとともに、生徒一人一人の希望する進路を実現することができるよう確かな学力・技能を育成します。工業高専においては、専門性の高い時代に適合する技術者の育成と地域社

会への貢献を推進します。

○ 教職員・学校の魅力と実力を磨き高める

- ・ 教員を支え伸ばす学校の組織力の充実

校園長のリーダーシップの下、学校園の裁量拡大と併せて組織体制を強化するとともに、教職員の事務の改善を図ることにより、教員の子供に向き合う時間を確保し、子供の力を伸ばします。

- ・ 子供の力をひき出す教職員の力の向上

教員の大幅な世代交代が続く中で、これまでに培われた神戸の教育理念・指導技術等を若い世代へ継承するため、研修内容の充実を図ります。

- ・ 子供たちが生き生きと過ごせる学校生活の実現

「いじめを許さない学級・学年・学校づくり」を推進するとともに、不登校対策については、相談及び支援体制の充実を図り、学校復帰を推進します。併せて「体罰を許さない学校づくり」を進めます。

- ・ 安全・安心な学校づくりに向けた環境整備

学校園施設の老朽改修による長寿命化や、災害や犯罪から子供たちを守るための防災・防犯教育などを実施し、ハードとソフトの両面で教育環境の改善を図り、安全・安心で快適な学校づくりを推進します。

- ・ 学校園適正規模化の推進

将来に向けて急激な少子化の進行が見込まれ、子供たちに対する教育面に及ぼす影響等を考慮し、一層の学校園の適正規模化を推進します。

- ・ 教育活動の評価・改善と情報発信の充実

子供や地域の状況に応じた学校運営という観点から、教育活動の評価・改善を適切に行い、それらの結果等を発信するなど、市民への説明責任を果たすとともに教育行政の充実を図ります。

○ 特色ある神戸の教育を更に発展させる

- ・ 生きる力の基礎となる「言葉の力」の充実

思考力や感受性を支え、知的活動、感性・情緒、コミュニケーション能力の基盤となる「言葉の力」を教育課程全般を通じて育成します。

- ・ グローバル社会に対応した英語教育、国際理解・多文化共生教育、国際交流の充実

地球規模で人や情報が行き交うグローバル社会の進展を踏まえ、国際都市神戸にふさわしい特色ある英語教育をさらに推進し、国際理解教育・多文化共生教育を進めるとともに、世界各国との交流を行います。

- ・ 神戸らしい教育（防災、キャリア・体験、環境・福祉、人権、伝統文化、芸術

に関する教育)の充実

防災教育、キャリア教育、体験学習、環境教育、福祉教育等神戸ならではの特色ある実践を踏まえ、教育内容の一層の充実と教育成果の積極的な発信を行います。

○ 市民が自ら学び子供の育ちをともに支える

- 教育を支える主体(家庭、地域、PTA、学校園等、大学、企業、NPO、区役所を含む行政)間の連携と協働

家庭、地域、PTA、学校園等、大学、企業、NPO、区役所を含む行政などが連携し、健全育成をはじめ地域社会の中で子供たちが心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進します。

- 家庭教育支援の充実

家庭が全ての教育の原点であることを踏まえ、地域や学校園などの豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、PTA等とも連携し、支援の充実を図ります。

- 生涯を通じて市民が自ら「学ぶ」「活かす」「つながる」学習環境づくり

市民・事業者・行政の連携を進め、多様な学習機会や場を提供することにより、市民の生涯学習を総合的に支援する機能を高めます。また、多様な人々がともに考え、活動し、つながっていくことで、新しい社会の力が生み出されることを目指します。

- スポーツの振興

「する」、「みる」、「ささえる」というスポーツの3要素を一体的・総合的に推進することにより、全ての市民が日常的にスポーツ・健康づくりに取り組めるような環境づくりを目指します。

② 地域福祉の視点から

○ 生きがいや活躍の場づくり

- 学校施設開放(運動場・教室等)の実施

地域主体の生涯学習の拠点として学校施設を利用し、地域の子供から高齢者までが昔遊びや体験学習などを行うなど、世代間交流とともに生きがいづくりにも寄与しています。

- 神戸総合型地域スポーツクラブの充実

生涯スポーツ社会の実現のため、誰もが身近で気軽に、それぞれの目的や体力に応じてスポーツに親しむことができるように、各クラブの運営支援やクラブ間の交流・連携の促進などに取り組みます。

9. “こうべ”の社会福祉協議会中期活動計画 2020

(1) 概要・基本理念等

「“こうべ”の市民福祉総合計画 2020」（神戸市地域福祉計画）と連携・調和を図り、地域福祉を推進することで神戸市民が住み慣れた地域でいきいきとすこやかに暮らしていくことを目的とした神戸市社会福祉協議会活動計画及び各区社会福祉協議会の活動指針です。

「“こうべ”の市民福祉総合計画 2020」の基本理念を共有し、市民、団体、関係機関等と協力しながら、神戸市の地域福祉を推進する中核機関としての役割を明確にし、“こうべ”のまちでだれもが安心して暮らしていくため、ともに支え合うための多様な仕組みづくりや福祉課題・生活課題を解決するための地域におけるセーフティネット（安全網）を再構築することを目指して事業活動を推進します。

(2) 重点施策等（地域福祉の視点を含む）

- 地域福祉のプラットフォームの充実と地域福祉基盤の醸成
 - ・ 複合化する課題へ対応するため、市・区社協は、平成 23 年度から地域福祉ネットワーク事業を実施しています。地域福祉ネットワーク事業では、制度のはざまや枠外にある市民の福祉課題を受け止め、住民・ボランティア・支援者・関係機関によるネットワークをつくり、地域で支え合う取り組みを進めてきました。今後は、これまでに培ってきたネットワークを基礎にしながら、住民が主体となって継続的に支え合うことができる地域づくりをめざします。また、地域における新たな福祉課題の把握の仕組みをつくり、困りごとの早期発見と予防に結び付けるとともに、掘り起こした福祉課題をネットワークで共有し、協議・協働していく場づくりを進めていきます。

- 福祉活動参加の意識づくり・人づくり
 - ・ 地域福祉の担い手を育成するためには、各個人（市民）の福祉についての理解促進が必要です。思いやり・譲り合い・助け合いのこころを育むことを目的とした「ふれあいのまちKOBÉ・愛の輪運動」の一環として中高生の福祉体験学習（ワークキャンプ）を行うとともに、障がい者支援の啓発などをはじめとする新たな福祉啓発活動を、地域、学校、社会福祉施設や企業などとともに重層的に行うことで地域福祉の担い手を育成し、地域の実践活動につなげることにより、地域福祉基盤の醸成に取り組みます。

- 専門性を活かした福祉サービス事業の展開
 - ・ 専門的知識、技術、経験などを活かし、市民ニーズをもとに、より高度な専門性

が必要とされるサービスに取り組みます。また、効率的に事業を推進していくことを目的に、福祉制度や地域支援を行うための目的意識と専門的知識を有し、効果的に業務を遂行できる能力の高い人材を育成し、神戸市の地域福祉推進に貢献します。

- 先進的な事業の実践・政策提案・人材育成・効率的な組織運営
 - ・ 地域福祉ネットワーク事業などを通して把握した支援ニーズや新たな福祉課題に対応し、先進的な事業に取り組みます。雇用など福祉以外の分野とも連携を図り、必要に応じて区社会福祉協議会や社会福祉法人等と連携・協働してプロジェクトチームを立ち上げ、効果的な事業の展開を図ります。また、実態が十分に把握されていないニーズや深刻化が予想される課題について、大学等と連携した調査事業やモデル事業等を通して、包括的な支援体制づくりを目指します。
 - ・ 成果の数値化だけでなく、過程や課題の組織的な共有や検討を行い、今後の事業展開に活かします。また、区社会福祉協議会と連携し、各地域の多様な事業・活動の分析・検証などを行い、政策提案に結びつける取組みをします。
 - ・ 地域福祉を推進する社会福祉協議会職員としての専門的知識を有し、効果的に業務を遂行できる能力の高い人材を育成するとともに、職員が高いモチベーションを持ち、いきいきと働ける組織づくりを目指します。また、市社協・区社協が、効果的・効率的に地域福祉を推進できる連携の体制（役割分担）や区社協の組織体制の構築について、行政及び区社協と協議しながらすすめていきます。



神戸市社協キャラクター ふわぼん



ふれあいのまちKOBE・愛の輪運動

「神戸市地域コミュニティ施策の基本指針」

(1) 概要・基本理念等

「人口減少社会を見据えた総合的・自律的な地域コミュニティの環境づくり」に向けて、従来施策の縦割りによる弊害を解消し、協働と参画の理念のもと多様な地域特性に応じた施策へ転換を図るため、当面 2020 年までに何をするのかを明確にした行政施策の基本指針です。

住民に身近な地縁団体を核として「顔の見える地域社会」づくりに取り組むとともに、おおむね小学校区においては、地域コミュニティが人材や財源を有効活用し、さまざまな地域の課題を自ら優先順位をつけて解決できる、総合性・自律性を持った運営を行う姿に移行・発展できる環境づくりを行い、住民と行政とが共有できる地域コミュニティの将来像の検討を進めていきます。

(2) 重点施策

○ 【指針 1】 地域特性尊重の原則

多様な地域特性を尊重し、全市一律ではなく、地域の成り立ちや実情、活動の地域差などを踏まえて地域コミュニティ施策を展開します。

○ 【指針 2】 縦割り行政の弊害解消と総合化

地域コミュニティの総合力を高めるため、縦割り行政の弊害を解消し、協働と参画の理念に基づく全庁的な協力体制のもと各部局の施策・事業を横断的に再構築します。

○ 【指針 3】 区役所の体制充実、支援者間やNPO等との連携強化

人口減少社会を見据えて、地域コミュニティの自律的な運営を支えるため、地域コミュニティの支援にあたる区役所の体制やサポートを充実・強化し、支援者間やNPO等との連携を強化します。

○ 【指針 4】 地域課題の共有と合意形成への支援

地域の実情や課題の共有を促進するため、地域に関するデータを分かりやすく提供するとともに、地域内の合意形成に対する支援を行い、多くの知恵を集めた各地域コミュニティの将来像づくりを進めます。

○ 【指針 5】 地域活動の担い手育成への支援

地域コミュニティにおける活動の新たな担い手の発掘及び育成につなげるため、様々な機関や部局における地域人材育成に関する施策・事業を体系化します。